

(別表)

## 地域活動推進特別支援交付金対象事業

### ○ 交付対象事業

「地方財政法第32条に規定する事業を定める省令(昭和63年2月5日自治省令第4号)」に規定する次の各号に基づく事業の推進に資するソフト事業

- 1 第1号関係  
国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業の推進に資する事業
- 2 第5号関係  
美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業の推進に資する事業
- 3 第7号関係  
地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業の推進に資する事業
- 4 第8号関係  
特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業の推進に資する事業